

随意契約理由書

工事名称： 大和川下流流域下水道 小吹台中継ポンプ場 監視制御設備補修工事

工事場所： 南河内郡千早赤阪村大字小吹地内 外

本工事は、小吹台中継ポンプ場遠方監視制御設備の光ファイバーケーブルが経年劣化により不具合が生じているため、広域イーサネットへのシステム変更に伴う改造を行い、本来の機能を回復させるものです。

当該設備は、いわゆる汎用設備ではなく、小吹台中継ポンプ場及び大井水みらいセンター用に設計・製作されたものであり、独自のシステム構成やシステムを構成する各機器相互のインターフェース（情報信号の固有のやりとり）など製作者独自の他者に開示されない技術に基づいて設計されています。

従って本工事を実施するには、設計、製作技術に関する知見、高度な診断能力、不具合に対する処置検討能力及び補修工事に伴う交換部品の入手と熟練した技術者の確保が必要であるため、他者では実施できないものです。

以上のことから、本工事を実施できるのは当該設備の設計・製作・据付を実施した株式会社安川電機大阪支店以外にないため、同者より見積を徴取することとし、その見積価格が予定価格内であった場合、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号の規定により同者と随意契約を行うものです。